

都留市耐震改修促進計画

平成20年 5月

平成26年10月 (改定)

平成28年 4月 (改定)

平成29年 4月 (改定)

平成31年 4月 (改定)

令和 元年10月 (改定)

令和 2年 4月 (改定)

令和 3年 3月 (改定)

都 留 市

目 次

序	章		
	1	計画の背景	1
	2	計画の目的	2
	3	本計画の位置づけと他の計画との関係	2
	4	計画の期間	2
第 1	章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
	1	想定される地震の規模・被害の状況	3
	2	耐震化の現状（令和2年度末の推計）	5
	3	耐震改修等の目標設定	11
	4	市有建築物の耐震化の目標等	13
第 2	章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
	1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	14
	2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	14
	3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	19
	4	地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	20
	5	地震発生時に通行を確保すべき道路	22
第 3	章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
	1	地震ハザードマップの公表	24
	2	相談体制の整備及び情報提供の充実	24
	3	パンフレットの作成・配布や講習会の開催	24
	4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	24
	5	自治会等との連携に関する事項	25
	6	各戸訪問による耐震化の啓発	25
	7	県、市町村、建築関係団体による連携	25
	8	税制の周知・普及	25
第 4	章	所管行政庁との連携に関する事項	26
第 5	章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
	1	県、市町村、関係団体による体制の整備	26
	2	本市内での耐震化促進体制の整備	26
別	紙	ブロック塀等の補助制度の執行上必要な事項	27

都留市耐震改修促進計画

序 章

1 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定され、平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針においては、建築物の耐震化について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことから、都留市（以下「本市」という。）では、平成20年5月に「都留市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が発生したことや、南海トラフ地震等の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法が改正され、また、国の基本方針が改定されたことから、平成28年4月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀に被害が発生し、人命が失われるなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等の促進を図る必要があります。

このことから、本市の耐震改修促進計画を5年間延長するとともに、耐震化率の目標を見直し、引き続き、住宅・建築物の耐震化に努めていきます。

○ 経緯

平成20年 5月：平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間として策定

平成26年10月：地震発生時に通行を確保すべき道路「緊急輸送道路」を追加

平成28年 4月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

平成29年 4月：災害時避難路通行確保対策事業の補助率変更

平成31年 4月：災害時避難路通行確保対策事業（耐震診断）の実施期間延長、ブロック塀等撤去促進事業の追加

令和元年 10月：消費税10%の変更に伴う補助額の改定

令和2年 4月：木造住宅耐震診断、木造住宅耐震改修設計、ブロック塀等撤去促進事業の補助期間延長

令和3年 3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

2 計画の目的

都留市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

3 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づく市町村耐震改修促進計画として策定したものです。

また、都留市地域防災計画、都留市国土強靱化地域計画、山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

4 計画の期間

本計画は、平成20年度から令和7年度までの18年間を計画期間とします。

本計画は、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間として策定しましたが、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部改正を受け、計画期間を令和2年度まで5年間延長するとともに、所要の見直しを行いました。

今回、国の同方針の一部が再改正されたことを受け、計画期間を更に5年間延長し、必要とされる見直しを行いました。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

(1) 想定される地震の規模

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画・都留市地域防災計画）

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。 ○マグニチュード8.0
南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14)	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。 ○マグニチュード7.0
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、増穂町、南アルプス市に分布。 ○マグニチュード7.4
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。 ○マグニチュード7.0
曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。 ○マグニチュード6.1
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。 ○マグニチュード7.0



図1-1 想定地震の位置 (出典：山梨県地域防災計画)

(2) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、本市の建物被害は、次のとおりです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による建物被害想定

(単位：棟)

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	30	445	475
南関東直下プレート境界地震	67	743	810
釜無川断層地震	21	187	208
藤の木愛川断層地震	2348	2838	5186
曾根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	0

2 耐震化の現状（令和2年度末の推計）

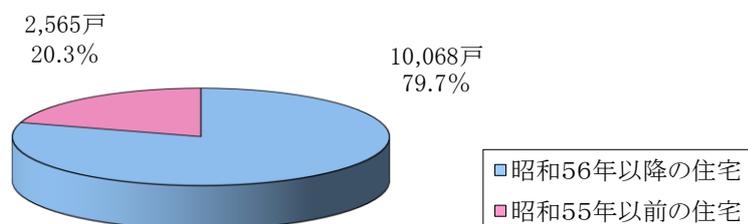
（1）住宅建築時期別の状況等

平成25年及び平成30年の「住宅・土地統計調査」を基に令和2年度末の住宅数を推計すると、本市内の住宅総数は、12,633戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、2,565戸で全体の20.3%を占めています。（表1-3）

表1-3 建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数				
12,633	昭和55年以前の住宅 ※	2,565 (20.3%)	昭和56年以降の住宅 ※	10,068 (79.7%)



※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降に分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

本市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の65.1%を占めています。

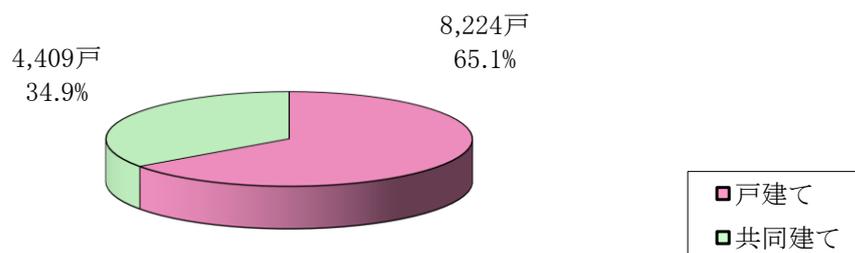
また、戸建て住宅の26.4%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は17.2%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が8.9%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は34.9%と低くなっています。(表1-4)

表1-4 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
	12,633		2,565		10,068	
戸建て	8,224	65.1%	2,173	26.4%	6,051	73.6%
共同建て	4,409	34.9%	392	8.9%	4,017	91.1%



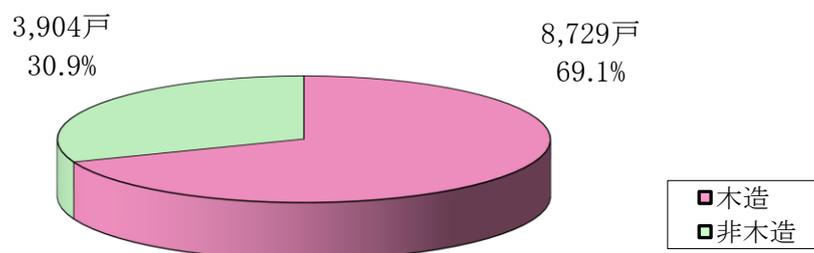
住宅の構造別に見ると、木造住宅は8,729戸あり、全体の69.1%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が2,148戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の83.7%を占めています。(表1-5)

表1-5 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	① 12,633		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	8,729	69.1%	2,148	83.7%	6,581	65.4%
非木造	3,904	30.9%	417	16.3%	3,487	34.6%



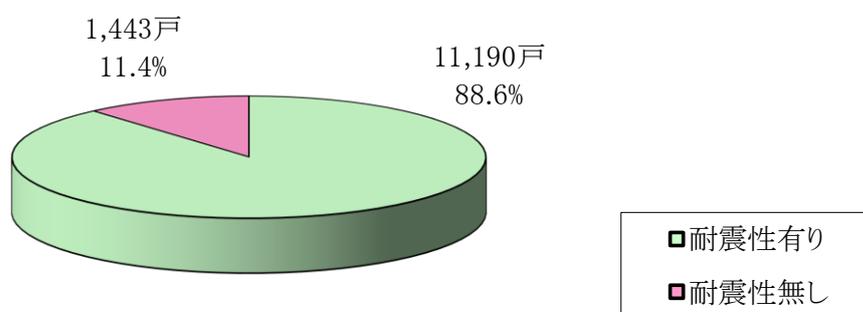
(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は11,190戸になり、本市内における住宅の耐震化率は、令和2年度末で88.6%と推計されます。(表1-6)

表1-6 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 (②+⑥) ①	昭和55年 以前の 住宅				昭和56年 以降の 住宅 ⑥	耐震有の 住宅数 (③+④+⑥) ⑦	耐震化率 令和2年度末 推計値 (⑦/①) ⑧
	耐震性を 有するもの ③	耐震改修 を実施した もの ④	耐震性が 無いもの ⑤				
12,633	2,565	790	332	1,443	10,068	11,190	88.6%



(3) 特定建築物等[※]の耐震化の現状

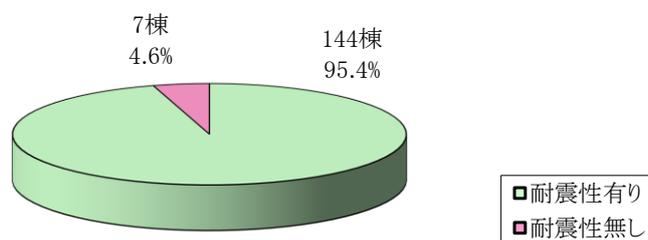
「多数の者が利用する特定建築物等」は、140棟あります。このうち昭和55年以前に建築された39棟の中で耐震性を有するもの32棟（実績値）を昭和56年以降に建築された101棟（実績値）に加えた、133棟（実績値）が耐震性を有しています。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で95.0%と算出されます。（表1-7）

表1-7 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

（単位：棟）

	特定建築物等 (②+⑤) ①	昭和55年以前の特 定建築物等 ②		耐震性が 無いもの ④	昭和56年 以降の 特定建築物等 ⑤	耐震性有の 特定建築物等 (③+⑤) ⑥	耐震化率 令和2年度末 実績値 (⑥/①) ⑦
		耐震性を 有するもの ③					
民間	76	14	7	7	62	69	90.8%
公共	64	25	25	0	39	64	100.0%
合計	140	39	32	7	101	133	95.0%



※ 特定建築物等

法第14条第1号で規定する「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上のもの

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1-8）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」

(単位：棟)

区分	用途	昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年) ⑤ (④/③)	
災と 害な る の 建 築 点 物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	16	29	45	43	95.6%	
	公共建築物	山梨県	2	4	6	6	100.0%
		都留市	9	7	16	16	100.0%
	民間建築物	5	18	23	21	91.3%	
不 利 用 す る 多 数 の 者 が 建 築 物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	2	14	16	15	93.8%	
	公共建築物	山梨県	0	1	1	1	100.0%
		都留市	1	3	4	4	100.0%
	民間建築物	1	10	11	10	90.9%	
特 定 多 数 の 者 が 建 築 物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	21	58	79	75	94.9%	
	公共建築物	山梨県	5	5	10	10	100.0%
		都留市	8	19	27	27	100.0%
	民間建築物	8	34	42	38	90.5%	
計		39	101	140	133	95.0%	
	公共建築物	山梨県	7	10	17	17	100.0%
		都留市	18	29	47	47	100.0%
	民間建築物	14	62	76	69	90.8%	

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

国において、住宅の耐震化率については、令和7年までに95%、令和12年までに耐震性が不足する住宅をおおむね解消することを目標に定める予定としています。

また、山梨県においては、これまでの耐震化の進捗状況を考慮し、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を95%としています。

このため本市においては、国及び山梨県の目標を踏まえ、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を95%とします。(表1-9)

表1-9 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年 以前の 住宅			昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (令和2年 度末 推定値) ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 (令和7年 度末) ⑧ (⑥/①)
		②	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④				
令和2年度	12,633	2,565	1,122	1,443	10,068	11,190	88.6%	
令和7年度	12,911	1,875	1,230	645	11,036	12,266		95.0%

(戸)



(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

国の基本方針では、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率について、令和7年までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標としています。

山梨県においては、「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化率の推計値が令和2年度末における耐震化率の目標95%を達成していることから、今後の目標を設定せず、耐震性が不十分な建築物の解消に向けて、耐震化啓発活動を継続していくものとしています。

本市における「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化の現状をみると、令和2年度末の耐震化率は95.0%と算出されています。令和2年度末における本市の目標は96.0%であることから、目標は未達成となっていますが、山梨県の目標値である95.0%を既に達成していることから、山梨県と同様に今後の目標を設定せず、引き続き耐震性が不十分な建築物の解消に向けて取り組むこととします。(表1-10)

表1-10 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状(再掲)

(単位：棟)

	特定建築物等 (②+⑤) ①	昭和55年 以前の 特定建築物 等 ②		耐震性が 無いもの ④	昭和56年 以降の 特定建築物等 ⑤	耐震性有の 特定建築物等 (③+⑤) ⑥	耐震化率 令和2年度末 実績値 (⑥/①) ⑦
		耐震性を 有するもの ③					
民間	76	14	7	7	62	69	90.8%
公共	64	25	25	0	39	64	100.0%
合計	140	39	32	7	101	133	95.0%

4 市有建築物の耐震化の目標等

市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

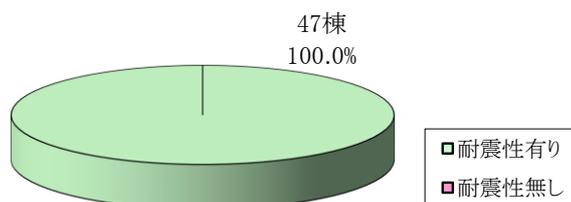
(1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は47棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは18棟になります。この18棟のうち、耐震診断により、耐震性能を有していたものは11棟、耐震改修を実施したものが7棟であり、全て耐震性能を有する建物となります。これに、昭和56年以降に建築された29棟を加えた47棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は100%となります。(表1-11)

表1-11 市有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状

(単位：棟)

区 分	昭和55年以前 の建築物 ②		昭和56年 以降の 建築物 ①	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)
	耐震性					
	有	無				
災害時の拠点となる建築物	9	0	7	16	16	100.0%
不特定多数のものが利用する建築物	1	0	3	4	4	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	8	0	19	27	27	100.0%
内、市営住宅	8	0	18	26	26	100.0%
計	18	0	29	47	47	100.0%



第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠です。山梨県と本市は、こうした所有者等の取り組みを支援するために、必要な施策を講じます（※詳細は住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる）。

住宅・建築物の所有者、山梨県、本市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

（1）都留市の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、山梨県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

（2）住宅・建築物の所有者等の役割

法の改正（平成25年11月）により、全ての住宅・建築物について、耐震改修の努力義務が課せられたことから、所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していく必要があります。

また、耐震診断の実施と報告が義務となった建築物の所有者等は、報告期限までに耐震診断を実施し所管行政庁へ報告しなければなりません。

（3）建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

本市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

（1）住宅に関する支援策

現在、本市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

① 都留市木造住宅耐震診断支援事業

事業内容	住宅について、無料の耐震診断を実施
対象	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
事業主体	住宅所有者の申請により本市が実施
補助率（額）	全額本市負担
事業期間	令和6年3月31日（令和5年度）まで

② 都留市木造住宅耐震改修事業

事業内容	住宅の耐震改修及び建替に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	建物所有者（個人）
補助率（額）	パッケージ型支援事業（設計＋改修、設計＋建替） 工事費の4／5以内かつ1,000千円を限度 ※改修で低コスト工法利用の場合、200千円まで補助を上乗せ
事業期間	令和6年3月31日（令和5年度）まで

③ 都留市木造住宅耐震シェルター設置事業

事業内容	住宅の耐震シェルター設置に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	建物所有者（個人）
補助率（額）	耐震改修シェルターの設置に要した費用の2／3以内かつ240千円を限度
事業期間	令和6年3月31日（令和5年度）まで

(2) 特定既存耐震不適格建築物に関する支援策

特定既存耐震不適格建築物のうち、法附則第3条で規定する要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条で規定する要安全確認計画記載建築物について、本市は山梨県と連携して耐震化への支援を実施していきます。

なお、上記以外の特定既存耐震不適格建築物については、建物所有者が自発的に取り組んでいけるように啓発活動等により耐震化を促していきます。

① 都留市災害時避難路通行確保対策事業

1) 耐震診断

事業内容	要安全確認計画記載建築物（法第7条）に基づいて実施する耐震診断費に対する補助
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等
補助率（額）	・ 限度額 1,000㎡以内の部分：3,670円/㎡ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分：1,570円/㎡ 2,000㎡を超えた部分：1,050円/㎡ 設計図書のリカバリ費等：1,570千円 ・ 補助対象事業費又は同限度額のいずれか少ない額
事業期間	令和5年3月31日（令和4年度）まで

2) 耐震改修に関わる設計

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関わる設計費に対する補助
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等
補助率（額）	・ 限度額 1,000㎡以内の部分：2,100円/㎡ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分：1,570円/㎡ 2,000㎡を超えた部分：1,050円/㎡ ・ 補助対象事業費又は同限度額のいずれか少ない額の5/6以内
事業期間	令和5年3月31日（令和4年度）まで

3) 建替えに関わる設計

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する建替えに関わる設計費に対する補助
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等
補助率（額）	・限度額 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要綱等細目による設計率を改修工事費相当分に乗じて算出 ・補助対象事業費又は同限度額のいずれか少ない額の5/6以内
事業期間	令和5年3月31日（令和4年度）まで

4) 耐震改修工事

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修工事費に対する補助
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等
補助率（額）	・限度額 住宅（木造）：13,700円/m ² 、 住宅（非木造）：34,100円/m ² 住宅以外：51,200円/m ² Is値が0.3未満：56,300円/m ² ・補助対象事業費又は同限度額のいずれか少ない額の11/15以内
事業期間	令和5年3月31日（令和4年度）まで

5) 建替え工事

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する建替え工事費に対する補助
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等
補助率（額）	・限度額 耐震改修工事に相当する費用（耐震改修工事参照）と見積価格を比較して安価な方を採用 ・補助対象事業費又は同限度額のいずれか少ない額の11/15以内
事業期間	令和5年3月31日（令和4年度）まで

6) 除却工事

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する除却工事費に対する補助
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等
補助率（額）	<ul style="list-style-type: none">・ 限度額 耐震改修工事に相当する費用（耐震改修工事参照）と見積価格を比較して安価な方を採用・ 補助対象事業費又は同限度額のいずれか少ない額の11/15以内
事業期間	令和5年3月31日（令和4年度）まで

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施します。

また、山梨県では令和元年度より、耐震改修工事の低コスト化の技術を習得する「低コスト工法研修会」を開催し、受講者に対して、受講証を交付しています。住宅所有者の負担を軽減するため、受講者自身が経営若しくは受講者が所属する会社を、安心して耐震改修を依頼することのできる事業者として、ホームページ等での公表を行います。

(2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、山梨県庁(建築住宅課及び各建設事務所)並びに(一社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者の発生や、道路を塞いで避難や救助活動の障害となるなどの危険性が指摘されています。

このため、特に避難路、通学路に面したブロック塀等について、国が定める自主点検の実施を指導し、注意喚起をお願いするとともに、転倒する危険性のある箇所については、本市の補助金交付制度の活用等により撤去工事がなされるよう引き続き指導します。

◆都留市ブロック塀等安全確保対策支援事業

事業内容	ブロック塀等の除却、建替又は耐震改修に対する補助
対象	道路、公園、広場、公共建築物の敷地その他の通常の状態において不特定多数の者が利用し、将来にわたって継続して利用される土地に面するブロック塀等で、高さが1メートル以上のもの（擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、擁壁を含む高さが1メートル以上かつブロック塀等の高さが30センチメートルのものに限る。）
事業主体	ブロック塀等所有者又は管理者
補助率（額）	・ 限度額 1敷地につき、200千円 （ただし、重要路線に面するものについては300千円） ・ 補助対象経費又は事業の対象となるブロック塀等の延長1メートルにつき、15千円（重要路線は25千円）を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の2/3以内
事業期間	令和6年3月31日（令和5年度）まで

② 天井等の非構造部材の安全性の向上

東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られました。

これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等の改正が行われました。

これらのことから、本市においても避難所となる集会場など、天井の落下の危険性がある施設については、天井の脱落対策を検討していきます。

③ 窓ガラス・屋外工作物等の落下防止

地震時の窓ガラスの飛散や、屋外広告物の落下などによる被害防止に向けた、安全対策の必要性が指摘されています。

窓ガラスについては、強化ガラスの設置や飛散防止フィルム等の対策を促すとともに、外壁の落下防止対策についても普及・啓発を行います。また、屋外広告物については、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、安全性の注意喚起を行います。

④ エレベーターの安全確保

地震時のエレベーター内部の閉じこめ事故を防止するため、地震対策等がなされていない既存エレベーターについては、建築基準法の定期報告制度等を活用しながら、地震時の安全性が確保されるよう普及・啓発を行いながら、改修を促していきます。

⑤ 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度[※]に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、山梨県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路

(耐震診断の義務化対象道路)

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、山梨県地域防災計画及び都留市地域防災計画等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として、緊急輸送道路等が位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次のとおり指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

また、平成31年の法改正により、耐震診断が義務付けられる建築物に、沿道に位置する一定規模以上のブロック塀等が対象に加えられました。本市では、国の補助制度等を活用しながら、耐震化の促進を図ります。

① 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
種別	路線名	起終点
一般国道	国道139号	西桂町境から大月市境までの間
主要地方道	都留道志線	国道139号交点から道志村境までの間
	四日市場上野原線	国道139号交点から上野原市境までの間
	都留インター線	国道139号交点から都留インターチェンジまでの間

② 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路
令和5年3月31日（消印有効）

③ 義務付け対象となる建築物の要件
以下の両方の要件を満たすもの 1) 昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物 2) ①の道路に対して「法施行令第4条第1号」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

(2) 避難路沿道建築物の耐震化の現状

避難路沿道に位置する一定高さ以上の建築物で、耐震診断が義務付けされている建築物は、市内に54棟あります。このうち耐震診断を実施したものは46棟で、耐震診断の実施率は85.2%となっています。また、耐震診断の結果耐震性を有するものは4棟となっています。

表2-1 避難路沿道建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

	避難路沿道 建築物 ①	耐震診断を 実施したもの ②	耐震性を 有するもの	耐震診断 実施率 ②/①
			③	
第一次路線	52	44	4	84.6%
第二次路線	2	2	0	100.0%
合計	54	46	4	85.2%

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの公表

本市では、山梨県からのハザードマップの情報の公表に努めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、山梨県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。

また、山梨県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

本市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報の提供に努めることとします。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、本市では山梨県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

また、リフォームに関する相談窓口を山梨県や本市及び（一社）山梨県建築士会に設置し、リフォーム工事に関する相談を受けるとともに、建築関係団体等で構成する山梨県ゆとりある住生活推進協議会が運営するホームページ「やまなし住まいのプロ・情報ナビ」（<http://www.jutaku-navi.jp/>）においても、耐震改修等に関する情報の提供に努めているところです。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォームネット」（<http://www.refonet.jp/>）等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本市では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等と連携を図る中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

6 各戸訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・補強工事を推進するため、山梨県、本市、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に各戸訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申し込みの受け付けを実施しています。

また、耐震診断が義務化となった避難路沿道建築物についても同様に各戸訪問を実施し、耐震化の啓発を行っていきます。

7 県、市町村、建築関係団体による連携

山梨県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、県、市町村、建築関係団体で連携して、「山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会」を平成24年3月に設立しました。協議会では、行政職員のスキルアップのための講習会の開催や建築物の耐震化の促進に関する情報の共有を図っています。

【山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会 構成メンバー】

- (一社) 山梨県建築士会
- (一社) 山梨県建築士事務所協会
- (一社) 山梨県建築設計協会
- (一社) 山梨県建設業協会
- 山梨県建設組合連合会
- (一社) 山梨県木造住宅協会

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

8 税制の周知・普及

本市は、山梨県と連携して「耐震改修促進税制等」の優遇税制の広報・周知を行うことにより、耐震化を促進します。

第4章 所管行政庁との連携に関する事項

法附則第3条で規定する要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条で規定する要安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁である山梨県に報告することが定められています。報告された耐震診断結果の報告については、山梨県でとりまとめの上、公表することとなります。

本市は、山梨県が実施する指導等について、建築物の所有者に対する指導及び助言、公表等について積極的に協力していきます。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本市内での耐震化促進体制の整備

本市内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。

ブロック塀等の補助制度の執行上必要な事項

1 住宅・建築物安全ストック形成事業及び山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業の対象となる道路は、次のとおりとする。

- ① 学校安全計画に基づく通学路
- ② 緊急輸送道路等の避難路沿道
- ③ 住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る経路（避難路）

2 本市では、住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る経路が確認できるよう、以下の位置が確認できる資料を常備する。

- ① 指定避難所、福祉避難所
- ② 広域避難地、避難地
- ③ 一時避難地となりうる都市公園等
- ④ 一時避難所となりうる各自治会館等
- ⑤ 学校安全計画に基づく通学路
- ⑥ 緊急輸送道路

都留市耐震改修促進計画

平成 20 年 5 月制定

平成 26 年 10 月改定

平成 28 年 4 月改定

平成 29 年 4 月改定

平成 31 年 4 月改定

令和元年 10 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 3 年 3 月改定

都留市 産業建設部 建設課